

「セーフティケース規定」新旧対照表（2026 年 4 月 1 日改定）

（下線部が改定箇所）

改定後	現行
第 2 条【保管物の範囲】 (1) (略) (2) (略) (3) <u>保護ケースには、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、保護ケースの通常の用法による保管に適さないもの</u> 第 3 条【利用目的の確認】 (1) <u>セーフティケースの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から保管物が第 2 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>当行は、セーフティケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の行員立ち会い等の適切な方法でセーフティケースの利用状況を確認</u>	第 2 条【保管物の範囲】 (1) (略) (2) (略) (3) <u>爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、保護ケースの通常の用法による保管に適さないものは格納することができません。</u> (新設)

させていただきます。

第 4 条【契約期間等】（略）

第 5 条【手数料】（略）

第 6 条【鍵の保管】（略）

第 7 条【保護ケースの受け渡し等】（略）

第 8 条【届出事項の変更等】（略）

第 9 条【印章、鍵の喪失時等の取扱】

(1)（略）

(2) 鍵を失った場合または毀損した場合は、当行所定の手続に従い、保護ケース等の取替えおよび当該作業に付随する費用を支払ってください。

第 10 条【保護ケース等の変更】（略）

第 11 条【成年後見人等の届出】（略）

第 3 条【契約期間等】（略）

第 4 条【手数料】（略）

第 5 条【鍵の保管】（略）

第 6 条【保護ケースの受け渡し等】（略）

第 7 条【届出事項の変更等】（略）

第 8 条【印章、鍵の喪失時等の取扱】

(1)（略）

(2) 鍵を失った場合または毀損した場合は、保護ケース等の取替えに要する費用を支払ってください。

第 9 条【保護ケース等の変更】（略）

第 10 条【成年後見人等の届出】（略）

第 12 条【印鑑照合等】

保護ケース受渡票、諸届その他取引に使用された印影(または署名)を届出または登録の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護ケースの受け渡しその他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第 13 条【損害の負担等】(略)

第 14 条【解約等】

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をした上、保護ケースおよび鍵は直ちに返却してください。なお、鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第 4 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき

第 11 条【印鑑照合等】

保護ケース受渡票、諸届その他取引に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護ケースの受け渡しその他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第 12 条【損害の負担等】(略)

第 13 条【解約等】

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をした上、保護ケースおよび鍵は直ちに返却してください。なお、鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき

③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容（令和8年4月1日以前にこれと同様の申出があった場合におけるその申出内容を含みます。）に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引、不正な目的に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と判断したとき</u> (3) (略) (4) 前3項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月	③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑦ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> (新設) (3) (略) (4) 前3項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月
--	---

割計算により支払ってください。この場合、第 5 条第 2 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第 5 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。

(5) (略)

(6) (略)

第 14 条の 2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預け主または預け主があらかじめ届け出た代理人（以下、「代理人」）の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預け主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預け主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 第 1 項の確認や資料の提出の依頼に対する預け主または代理人の対応、具体的な取引の内容、預け主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テ

割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 2 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。

(5) (略)

(6) (略)

第 13 条の 2【取引の制限等】

- (1) 当行は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人（以下、「代理人」）の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している借り主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する借り主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借り主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テ

ロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

- (4) 第3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預け主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第15条【保管物の一時引取等】（略）

第16条【緊急措置】

法令の定めるところにより保護ケースの開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は保護ケースの開封その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条【譲渡、転貸等の禁止】（略）

第18条【保証人】（略）

テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、借り主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第14条【保管物の一時引取等】（略）

第15条【緊急措置】

法令の定めるところにより保管ケースの開示もしくは引き渡しを求められたとき、または保管場所の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保管ケースを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条【譲渡、転貸等の禁止】（略）

第17条【保証人】（略）

第 19 条【準拠法、裁判管轄】

この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、お取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 20 条 【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(新設)

第 18 条 【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から 適用されるものとします。